

議案第 8 号

飛騨市ケーブルテレビ情報施設条例の一部を改正する条例について

飛騨市ケーブルテレビ情報施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 3 0 年 2 月 2 6 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

インターネット接続サービスに新たな高速通信プランを追加するための改正

飛驒市ケーブルテレビ情報施設条例の一部を改正する 条例

飛驒市ケーブルテレビ情報施設条例（平成16年飛驒市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項の表中

「		「			
	<table border="1"><tr><td>3,590円（下り最大 30Mbps）</td></tr></table>	3,590円（下り最大 30Mbps）	<table border="1"><tr><td>3,590円（下り最大 30Mbps）</td></tr><tr><td>4,100円（下り最大 50Mbps）</td></tr></table>	3,590円（下り最大 30Mbps）	4,100円（下り最大 50Mbps）
3,590円（下り最大 30Mbps）					
3,590円（下り最大 30Mbps）					
4,100円（下り最大 50Mbps）					
	を				
」		」			

に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

資 料

飛驒市ケーブルテレビ情報施設条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行			改正案		
第1条～第10条 略 (使用料の徴収) 第11条 施設の加入者又は使用者から、次のとおり使用料を徴収する。			第1条～第10条 略 (使用料の徴収) 第11条 施設の加入者又は使用者から、次のとおり使用料を徴収する。		
区分	単位	金額	区分	単位	金額
有線テレビ使用料	月額	1,850円	有線テレビ使用料	月額	1,850円
インターネット接続使用料		2,570円(下り最大 3Mbps)	2,570円(下り最大 3Mbps)		
		3,080円(下り最大 10Mbps)	3,080円(下り最大 10Mbps)		
		3,590円(下り最大 30Mbps)	3,590円(下り最大 30Mbps)		
以下 略			以下 略		
以下 略			以下 略 以下 略		

飛騨市ケーブルテレビ情報施設条例の一部を改正する条例（案）要旨

1 改正の趣旨

インターネット接続サービスに新たな高速通信プランを追加するもの。

2 改正の内容

インターネット接続サービスに新たな高速通信プラン(下り最大50Mbps)を設定し、使用料を月額4,100円と定める。

3 施行日 平成30年4月1日